

# 【山形大学大学院理工学研究科（理学系理学専攻）】

## \*満たすべき水準（DP）

### －理学専攻－

山形大学大学院の修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、理工学研究科(理学系)では、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「修士」の学位を授与します。

- 1 豊かな人間力
  - (1) 自然科学や科学技術の発展に貢献する高い意欲と倫理観を身に付けている。
  - (2) 社会の多様化に対応できる論理的思考力や情報収集力、記述力やコミュニケーション力を身に付けている。
- 2 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野
  - (1) 自然科学や先端科学技術の高度で体系的な専門的知識と経験を持ち応用することができる。
  - (2) 幅広い視野に立ち柔軟な発想のもとで多角的に考察することができる。
- 3 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力
  - (1) 分野で異なる多様な論理や方法論に関する理解を深め、新たな考え方を創出できる。
  - (2) 理系プロフェッショナルとして実践的な課題解決に取り組むことができる。

## \*項 目

- (1) 研究テーマの妥当性：研究テーマは、新規性、進歩性、有用性、独創性、レビューとしての価値、のいずれかを持っていること。
- (2) 情報収集能力：研究分野の動向を十分に把握し、研究の位置づけが明確であること。
- (3) 問題分析能力：合理的なデータ分析や議論に基づいて考察し、適切な結論が導かれていること。
- (4) 研究遂行能力：十分な調査、実験、計算等がなされ、それらの結果が明確に示されていること。
- (5) 論文作成能力：論文の構成が適切で、記述が論理的であること。

## \*審査委員の体制

(山形大学学位規程)

第11条 研究科長は、第8条の規定による学位論文を受理したとき又は大学院規則第19条第3項に規定する試験及び審査(以下「特定審査」という。)を行うときは、学位論文内容又は特定審査に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査を行うものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

- 2 研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(山形大学大学院理工学研究科学位審査細則)

(学位論文の審査委員の選出)

第6条 研究科長は、地区委員会の委員長に学位規程第11条に規定する修士論文に係る審査委員(以下「修士論文審査委員」という。)の選出を付託する。

2 地区委員会の委員長は、地区委員会の議を経て、提出された学位論文の修士論文審査委員を博士前期課程担当教員の中から3人以上選出するものとする。ただし、選出された修士論文審査委員が、やむを得ない事由により論文審査を行うことができなくなったときは、地区委員会の議を経て、新たに修士論文審査委員を選出することができる。

3 地区委員会の委員長は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、本学大学院の他の研究科又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を修士論文審査委員に加えることができる。この場合、地区委員会は、その者の資格審査を行うものとする。

(審査委員主査の指名)

第7条 地区委員会の委員長は、地区委員会の議を経て、修士論文審査委員のうちから主査を指名する。その際、原則として申請者の主指導教員以外から主査を指名することとする。ただし、地区委員会の委員長が当該分野の特殊性を鑑み必要と判断する場合には、主指導教員を主査として指名することができる。なお、指名された主査が、やむを得ない事由により論文審査を行うことが出来なくなった時は、改めて主査を指名する。

## \*審査の方法

- (1) 履修基準の授業科目を修得する見込みが付き、必要な研究指導を受けた学生は、学位論文を作成し、審査申請をすることができる。
- (2) 学位論文は、あらかじめ主指導教員の承認を受け、所定の期限までに提出すること。
- (3) 提出された論文は、2人の指導教員を含む3人の博士前期課程担当教員により理工学研究科学位審査細則に従って審査される。
- (4) 論文提出者は、学位論文公聴会において論文の発表を行う。
- (5) 最終試験は、学位論文に関する事項について、論文審査委員が口頭または筆答により行う。なお、学位論文審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験は行わない。